

合併協定項目の検証と成果報告②

神崎市は、平成18年3月20日に神崎町、千代田町、脊振村の2町1村が合併して誕生し、丸6年が経過しました。

3町村での合併協議会において整理された合併協定項目について、その後の実施・調整項目を検証し、各部ごとに報告します。

市民福祉部

環境衛生事業

・ごみ処理 ごみ袋について、平成21年度に新聞・雑誌及び危険物のごみ袋を廃止し、空缶と空ビンを一つの袋で出せるように改善することで、住民負担の軽減を図り、燃えるごみ袋においては、大と小の2種類とし、高齢者や単身世帯に配慮しました。

また、脊振広域クリーンセンター（ごみ処理施設）へのごみの直接持ち込みについては、市による検認制度を廃止し、本人が直接施設へ持ち込みできるように改善を行うとともに、市の許可業者へ運搬を委託することで処理できる制度を創設し、住民サービスの向上に努めました。

・し尿収集運搬の手数料 平成23年度から脊振町の陸送費の手数料を軽減し、住民負担の平準化を図りました。

・助成制度 ごみ集積所設置補助・資源物集団回収補助や火葬場使用料補助等があり、ごみの減量化と住民負担の軽減を図っています。

・環境問題 平成22年に環境施策の指標となる神崎市環境基本計画を策定し、地球温暖化対策や自然エネルギーの推進に努めています。その中で、神崎市は、他市町に先駆け平成21年度から一般住宅用太陽光発電システム設置補助事業を展開し、現在、戸建一般住宅の設置率が約10・8%となっており、県内ではトップで全国的にも高い設置率となっています。



神崎市クリーン作戦

保健衛生事業

・母子保健関係 妊婦健診事業については、平成24年度から妊婦の口腔衛生を啓発するため、神崎地区歯科医師会の協力により、無料妊婦歯科健診を始めました。

乳幼児健診については、集団健診（3〜4ヶ月児・1歳6ヶ月児・3歳児健診）に加え個別乳児健診の無料受診券1枚を発行しており、疾病・障害の早期発見と母子の安心につながっています。

また、母子保健推進員も身近な相談役として活動していただいています。

予防接種においては、平成22年度から、法定予防接種に加え子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種を始めました。健康づくり 市民の健康増進を図るため、健康増進計画の策定を平成24年度から平成25年度にかけ、母子保健計画を取り込む形で一体的に策定する予定です。

・健診事業 市民の健康増進を

図るうえで重要な事業として、健診の効率化を図るため、特定健診と連携したがん検診を神崎市内各町で（住民総合健診19日間）実施しています。

また、乳がん・子宮頸がん・大腸がん検診については、一定の対象年齢（5歳刻み）に達した市民に対して無料クーポン券を発行し、受診率の向上と市民の健康増進を図っています。



あかちゃん広場

税務行政

合併後の納税環境では、収納率向上を図るために各集落ごとにあった「納税組合」の組織が、個人のプライバシー保護や新市において現行の納税組織を維持調整することが困難であるために合併時に廃止されました。また、第1期分の納期限内に全期分を一括して納付いただいた方へ

の「全期前納報奨金制度」は、財源の早期確保や納税奨励などの役割を果たしてきたため、新市においても継続されました。

しかし、税制の変化や低金利時代の到来により、社会情勢上その役目を果たすために、全国的に制度廃止が進行する中、平成19年度から廃止の検討を重ね、平成20年度に支給率を下げいきながら、平成22年度に廃止を行っていきます。さらに、納税者の利便性向上を図るため、平成23年度からコンビニ対応の納付書へ切替えを図りました。

市民窓口と国保事業

窓口業務は、合併時に戸籍の電算化と住民基本台帳のオンライン化を行い、3町村の統一を図りました。

また、平成20年度から総合窓口を設置し、ワンストップサービスを実施、本庁において、毎週火曜日に午後7時まで窓口延長を行っています。

国民健康保険事業は、合併協定により、被保険者証をカード化し、保険給付と保健事業は、調整を図り、合併前事業を継続しながら実施しています。

国保税は、所得割・均等割・平等割の3方式で行い、軽減は、

合併前の制度を新市に引き継いでいます。

合併後、本市国民健康保険財政が厳しくなったことにより、平成20年度に税の改定を行い、運営の安定化を図りました。

また、同年度、将来にわたり国民皆保険を守り、高齢者の方々が安心して医療を受け続けられるよう後期高齢者医療制度が導入されました。

今後は、市民の皆さまの協力のもと、特定健診を充実させ、医療費を抑制し、国民健康保険事業の安定と、市民の皆さまの健康増進をめざします。

高齢障がい事業

高齢障がい課の三町村合併後の組織としては、市民のサービス低下をきたさないように、十分配慮した組織としてスタートしました。

新市発足後は合併協議方針を踏まえ、本庁や、総合支所との協議や市民の皆さまからのご意見を聴きながら調整を行ったところであり、高齢障がい課としても高齢者の皆さまが健やかに安心して暮らせるまちづくりを基本として元気高齢者の健康づくり、さらには生きがい対策や介護福祉サービスに日々努めています。



楽しみながらの筋力アップ養成塾

ます。

合併後の新しい制度としては、敬老事業を設けました。

また、住民代表の方や専門職の指導をいただきながら、高齢者保健福祉計画や障がい者基本計画の策定を行い住民福祉の向上を図っています。

さらに、高齢者や身体障害者の生活支援給付事業やあんま・はり・灸等の施術給付や自立支援事業の配食サービス・生きがいデイサービス等の事業についても調整を密に行い、合併後に統合を行っています。

今後も市民の皆さまのご意見をお聞きしながら協議検討を重ね、住民サービスの向上に努めていきたいと考えています。

児童福祉関係

子育て支援については、夫婦共働きの増加や女性の社会進出等社会経済情勢が変化する中で、保育ニーズも多様化しています。

これらに対応するため、前期次世代育成支援行動計画を平成19年3月、後期計画を平成22年3月に策定しました。

その中で保育園施設の整備・拡充として、平成19年度公立ちよだ保育園建設、私立子どもの家保育園新設補助、平成21年度私立ベリーボタン保育園新設補助、平成22年度私立神崎保育園改築補助、平成22・23年度市立西郷保育園改築を行いました。

また、保育園や放課後児童クラブでは、支援できない時間帯を会員制度により支援を行う子育て支援相互事業（ファミリーサポート）を行っています。



西郷保育園

▼合併協定項目の調整状況一覧 【市民福祉部】

協定項目	協定内容	調整時期							調整状況		
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	その他	調整済	具体的な内容（または調整状況）
国民健康保険事業の取扱い	納付組織のあり方については、廃止も含め新市において検討する	○								○	新市発足時に廃止し、すべて個人納付で実施済み
	口座振替制度は、現行制度をもとに新市において定める。	○								○	新市発足時実施済み
	国民健康保険運営協議会は、新市において新たに設置する	○								○	新市発足時に設置済み
窓口業務の取扱い	住基台帳住所の建物表示について、新市において調整する	○								○	新市発足時に調整済みであったが、平成24年度再調整（アパート等の方書を入れる）
保健衛生関係の取扱い	母子保健計画については、新市において新たに策定する								平成24年・平成25年度で策定		
健康づくり関係の取扱い	健康づくり計画については、新市において新たに策定する								平成24年・平成25年度で策定		
社会福祉その他民生関係の取扱い	新市において、障害者基本計画を策定し、住民福祉の向上を図る		○							○	平成19年3月策定済み
	戦没者追悼式については、合併後速やかに調整する				○					○	平成19年度より市として1箇所で開催
高齢者福祉関係の取扱い	新市において、老人保健福祉計画を策定し、住民福祉の向上を図る	○								○	平成18年3月策定済み
	食の自立支援事業については、当分の間現行制度を存続し、新市において調整する	○								○	合併前の制度をそのまま引き継いでいる
児童福祉関係の取扱い	新市において、次世代育成支援地域行動計画を策定し、住民福祉の向上を図る			○						○	平成19年3月策定済み
環境衛生関係の取扱い	ごみ処理、し尿処理、狂犬病予防事業に関する事項については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、料金等差異のある部分については、合併後速やかに統合する	○								○	新市発足時に調整済み
	公害防止、斎場・火葬場、防疫・駆除に関する事項については、合併後速やかに統合する	○								○	新市発足時に調整済み

進めよう！男女共同参画

男女共同参画推進ネットワークより

5月26日、神崎市中央公民館で、男女共同参画推進ネットワーク講演会を開催しました。



に展開される話題に、約50人の参加者は、熱心に聴き入っていました。

◆5つの事業計画を柱に

今年も、神崎市男女共同参画推進ネットワークは、神崎市の委託を受けて5つの事業を計画しています。

- ・講演会
- ・先進地視察
- ・男性の料理教室
- ・女性のための相談室
- ・「ありがとう一言メッセージ」の募集とメッセージカード配布

講師の大嶋公子さん（佐賀市文化会館館長）による講演は、「幸運のまち 佐賀 ～神々のほほ笑む里～」という演題で、幅広く豊富な内容の感銘深いものでした。「文化は、人の心をつくる。文化の力で子ども感性を育み、子どもの心の柱をつくるのが大切。早くから本物の芸術に触れさせる（感動のポケット作り）。神崎は神幸の里である。格式高い櫛田宮のこと、女性は昔からすごい力を発揮している。男女共同参画は、性差を忘れてはいけない」等々、次々

「ありがとう一言メッセージ」は、11月14日を「ありがとうデー」に設定し、市民みんなが自分の周りの人たちに感謝の気持ちを伝える日にしようというもの、小学生から大人まで、昨年以上に広まっていくことを期待しています。

各事業のくわしい内容については、市報「かんざき」や、チラシでお知らせしますので、ご覧ください。たくさんの方のご参加をお待ちしています。

女性のための相談室

～ どなたでも、気軽にどうぞ ～

皆さんの様々な悩みや疑問等について、一緒に考えましょう。



神崎市男女共同参画推進ネットワークでは、今年度も神崎市の委託業務として「女性のための相談室」を開きます。

性別による差別、夫婦や子どもなど家庭内の心配ごと、夫や恋人からの暴力の悩み、セクシャル・ハラスメントのこと、男女問題や離婚問題、近所や職場の人間関係等など、どんな小さなことでも、気軽にご相談ください。一人で悩まないで一緒に考えましょう。ご希望があれば専門機関への紹介も行います。

月 日	時 間
8月8日(水)	13:30～16:30
9月19日(水)	
10月17日(水)	
11月21日(水)	
1月16日(水)	
2月20日(水)	

- 相談は無料です
- 秘密は厳守します
- とき 各月第3水曜日
※8月のみ第2水曜日
- ところ
神崎市中央公民館 2階和室
- ◎問い合わせ先
神崎市男女共同参画推進ネットワーク ☎52-4709
神崎市役所 市長公室 ☎37-0088

☆ことばの知識 ～男女共同参画社会とは～
男女が性別にかかわらずなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会のこと。

「葬祭・ご相談コーナー」を開設しました。

「知っている、知らないとでは、金額的にも大きな差となります。」



家族、皆のための
事前相談!!

お気軽に、お越し下さい。

- 冠婚葬祭サポートサロン「エスプラッツ店」
☎050-3777-8380(日曜定休) エスプラッツ1F
- リバース典礼殿・絆庵
☎0952-37-7117(日・水曜定休) 佐賀市八戸町
- リバース典礼殿・東佐賀
☎0952-27-0078(年中無休・24時間営業) 佐賀市東佐賀町
- リバース典礼殿・鍋島
☎0952-36-6565(日・水曜定休) 佐賀市鍋島町

相談無料

営業時間11:00～16:00

マリティピア 佐賀市新栄東3丁目7番8号
☎0952-22-4777

